

令和5年3月定例

中標津町教育委員会議事録

令和5年3月定例中標津町教育委員会

1 日 時 令和5年3月2日(木) 13時30分～14時40分

2 場 所 中標津町総合文化会館しるべつと視聴覚室

3 出席者

教 育 長	山 田 康 司
委 員	義 盛 幸 規
委 員	細 谷 俊 輔
委 員	南 むつ子
委 員	青 山 幸 子
教育部長	山 宮 克 彦
教育指導監	粥 川 敏 宏
指導室長	佐 藤 雅 澄
管理課長	表 健 一
学校教育課長	下 村 浩 次
社会教育課長	七 條 隆 志
総務係長	桐 島 秀 一
書 記	森 井 彩 花

4 欠席者

学校給食センター長	加 藤 崇
農業高校事務長	吉 川 裕 二

5 傍聴者 なし

6 議 題

議案第3号 令和5年度校長・教頭人事内申について

議案第4号 令和5年度一般教職委員人事内申について

議案第5号 令和5年度北海道中標津農業高等学校人事内申について

議案第 6 号 中標津町立学校管理規則の一部改正について

議案第 7 号 令和 4 年度一般会計補正予算について

議案第 8 号 令和 5 年度一般会計当初予算について

議案第 9 号 令和 5 年度教育行政方針について

議案第 10 号 中標津町部活動の在り方に関する方針の改定について

報告第 1 号 3 月定例会教育行政報告について

【開 会】

○山田教育長

それでは、令和5年3月定例教育委員会を始めたいと思います。

3名出席ですので、会議は成立いたします。

本日の署名委員は、義盛委員と青山委員です。よろしくお願いいたします
す。

本日の議題は、議案第3号から第10号までと、報告第1号となっております。議案第3号から第5号までの教育機関の職員及び県費負担教職員、さらに、議案第7号、第8号は町長への意見の申出に関する事項となっております。

議案第3号から第5号は中標津町教育委員会会議規則第10条第1項第1号の規定により公開しないこととし、議案第7号から8号は中標津町教育委員会会議規則第10条第1項第5号の規定により公開しないことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか

(委員から「異議なし」の声あり)

それでは、議案第3号から第5号、議案第7号から第8号は公開しないことといたします。

早速議題に入ります。議案第3号、令和5年度校長・教頭人事内申について、議案第4号、令和5年度一般教職員人事内申について、議案第3号及び、議案第4号については関連がありますので、一括してご説明いたします。

【議 事】

◎議案第 3 号 令和 5 年度校長・教頭人事内申について

◎議案第 4 号 令和 5 年度一般教職員人事内申について

非公開

◎議案第5号 令和5年度北海道中標津農業高等学校人事内申について

非公開

◎議案第6号 中標津町立学校管理規則の一部改正について

○学校教育課長

議案第6号、中標津町立学校管理規則の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の4ページからとなりますが、新旧対象表にてご説明申し上げますので、6ページをご覧ください。今回の改正につきましては、教科書の採択に関する部分となります。公立学校で使用する教科書を採択する権限は地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあると規定されているところでございます。これに対し、現行の公立学校管理規則では、高等学校においては校長が採択すると規定されており、法律と規則の間に齟齬が生じている状況にあることがわかりましたので、法の解釈に合わせて高等学校の教科書についても教育委員会が採択するものとして所要の改正を行うものでございます。改正前、下線を引いた部分となりますが、「高等学校においては校長が、小学校、中学校及び義務教育学校においては」を削除しまして、「学校において使用する教科書は委員会が採択する」に改めることによって、公立学校のすべてにおいて、教育委員会が採択することとなりますので、法律の規定にのっとった対応となるものでございます。

なお、この改正につきましては、公布の日から施行するものとしてございます。町立学校管理規則の一部改正についての説明は、以上のとおりとなります。

○教育長

議案第6号について説明がありましたが、ご意見ご質問等ございますか。

(委員から「ありません」の発言あり)

それでは議案第6号について、可決されました。

続きまして、議案第7号お願いいたします。

◎議案第7号 令和4年度一般会計補正予算について

非公開

◎議案第8号 令和5年度一般会計当初予算について

非公開

◎議案第9号 令和5年度教育行政方針について

○管理課長

議案第9号、令和5年度教育行政方針についてでございます。議案20ページ教育行政方針になりますが、この方針につきましては、昨年度策定されました第7期中標津町総合計画に基づいて方針を作成しているところでございます。町議会、3月定例会において、教育長が読み上げるものでございます。ここでは、概要のみ簡単にご説明をさせていただきます。

22ページ、目次をご覧いただきたいと思っております。大きく6点について、令和5年度の教育行政について述べているところでございます。

次に23ページでは、はじめに、としまして教育の役割について述べております。

24ページからは、学校教育の充実として、(1)学力向上健全育成の推進について、27ページからは(2)地域との連携強化、28ページからは(3)教育環境の充実、40ページからは(4)中標津農業高等学校の教育の充実について述べております。

次に31ページからは、3生涯学習の推進といたしまして、(1)生涯学習活動の普及促進、33ページからは(2)生涯学習環境の充実。同じく33ページに4スポーツの振興といたしまして、(1)スポーツ活動の普及促進、34ページからは(2)スポーツによる交流促進。同じく34ページに5地域文化の振興といたしまして、(1)文化、芸術活動の普及促進、35ページからは(2)文化財の保護と活用について述べているところでございます。

最後に、35ページから、6むすびといたしまして、昨年度から引き続き、中標津町の幼稚園、学校の合言葉を全ての教職員、園児、児童、生徒が常に心掛け、しっかりと身に着けることが望ましい学校づくりへの第1歩だと考え、実践していく決意を述べております。

以上でございます。

○教育長

議案第9号について説明がありましたが、ご質問等ございますか。

(委員から「ありません」の発言あり)

それでは、議案第9号については、可決されました。

続きまして、議案第10号をお願いします。

◎議案第 10 号 中標津町部活動のあり方に関する方針の改定について

○指導室長

議案第 10 号中標津町部活動のあり方に関する方針の改定について、ご説明させていただきます。

議案 39 ページをご覧ください。この度、部活動に関する国のガイドラインである学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが運動部活動と、文化部活動を改定した形で、令和 4 年の 12 月に改正になりました。それに伴い、国がガイドラインの徹底を求めていること、北海道の部活動の在り方に関する方針の一部改定が行われることから、本町においても中標津町部活動の在り方に関する方針について、一部改定を行うものです。改定の具体的な内容としては 2 点あります。

1 点目は 39 ページ資料中段、道及び、公立学校方針の特例の廃止、国がガイドラインの徹底を求めていることから、道が特例としてきた部活動の活動時間及び休業日の取扱いを廃止することに伴う改定です。これまで道は、大会前、1 か月間は部活動を集中して行えることや、地域特性として、積雪期に活動が制限されることから夏季の活動時間を長く、冬季の活動期間を短く設定し、年間を通じて、部活動の活動時間を平均時間としてとらえる、特例を認めていました。しかし、今回の国のガイドラインの徹底に伴い、特例の廃止となりました。

2 点目は、資料下段、国のガイドラインの改定による一部改正です。こちらは資料にありますとおり、5 つの項目が主な改定内容となります。国のガイドラインに新たに加えられた記載内容の追加や文言等の一部修正に伴うものです。

以上 2 点の改定を行った北海道の部活動の在り方に関する方針にのっとり、本町における部活動の在り方に関する方針を改訂いたしました。

資料 40 ページをご覧ください。ここからが、改訂版となります。資料 49 ページの中で、下線が引かれている部分が今回改定した場所となります。説明は以上でございます。

○教育長

それでは、議案第10号について説明がありましたが、ご意見、ご質問等
ございますか。

(委員から「ありません」の発言あり)

それでは、議案第10号については、可決されました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号お願いいたします。

◎報告第1号 3月定例会教育行政報告について

○管理課長

報告第1号3月定例会教育行政報告についてご報告申し上げます。議案の51ページになります。教育行政報告といたしまして、2点ご報告いたします。

1点目は、文部科学大臣優秀教員表彰についてでございます。令和5年1月17日優れた成果を上げた教員を表彰するため、文部科学大臣優秀教職員表彰式が行われ、北海道教育委員会から推薦された中標津農業高等学校教員1名が教職員部門での受賞となったところでございます。受賞された教員は長年にわたり、農業科教員として創意工夫がある教育活動を展開し、献身的な経営感覚を兼ね備えた将来の酪農業を支える人材の育成に取り組んでおり、農業教育の振興と充実に大きな成果を上げるなどの実践が評価を上げ、今回の受賞となったことを記載してございます。

続いて、53ページ、2点目になります。各種大会等の出場結果についてでございます。まず、小・中学校の結果ですが、中学校スケート大会の全道大会と全国大会の結果、北海道スポーツ少年団スピードスケート競技大会の結果を記載しております。

次に、音源審査で開催されました、HBC こども音楽コンクールで最優秀賞を受賞した、小学校・重唱部門、中標津小学校、合唱部門に合同参加した中標津小学校、丸山小学校が北海道代表校として選ばれ、その後全国子ども音楽コンクールに出場したことについて記載をしてございます。

次に、絵画の作品展、コンテストについてでございます。それぞれ、北海道教育委員会教育長賞、審査委員長賞を受賞したことについて記載をしてございます。

次に、農業高校の結果でございまして、東北海道農業学校連盟実績発表大会に参加、その後、全道大会に出場しまして1分野で最優秀賞、3分野で優秀賞を受賞し旭川で行われる大会の出場権を獲得したことについて記載をしているところでございます。

説明は以上でございます。

○教育長

それでは、報告第1号について説明がありましたが、ご質問等ございますか。

(委員から「ありません」の発言あり)

それでは、議案第1号については、承認されました。

以上で全議題が終了しました。事務局から連絡等ありましたら、お願いいたします。

○指導室長

卒業式におけるマスクの取扱い等についてご説明させていただきます。2月13日に出された、卒業式に関する道の通知を受けまして、それをもとに、校長会から意向を伺い、教育委員会でたたき台を作り、臨時の校長会で決定したものが、別紙卒業式におけるマスクの取扱い等についてでございます。寒冷地で十分な換気が困難なことや、大規模校が多い、中標津町の適性を鑑み、全道の通知と比べ併せまして、4点変更した形となっております。

1点目が、基本的な考えの、教職員の部分でございます。こちらは、先生方が心配なのでマスクをつけたいですということでしたので、本来マスクはつけないという通知でございましたが、感染対策の一環としてマスクを着用しますという文言になっております。

2点目が、卒業式の内容の卒業証書授与の部分でございます。校長先生が卒業証書を読み上げる際に、こちらもマスクの着用は必要ないとされておりますが、やはり、近くで読み上げるということで、校長先生が心配ですのでつけさせてほしいというお願いがあり、こちらもマスクを着用しますという文言になっております。

3点目、会場についてです。こちらも体育館の規模を鑑み、保護者を制限し、各1名という形で卒業式を行うこととしましたので、道の通知では制限をしますと書かれていませんが、今回このような表記になってございます。

最後に、こちらには記載されておりませんが、国歌、校歌についての記載でございます。こちらは校長会から、歌わないということで、意向を伝えられましたのでそれに合わせてここへの記載はしないということで、ご紹介させていただきました。説明については、以上でございます。

○教育長

卒業式の対応について説明がありましたが、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

これについては、1市4町、なかなか共通しないです。ただ、中標津町の場合、計根別、農業高校については規模も小さいので、ある程度保護者が入ってもいいということで、大規模校につきましては、卒業生の人数が多いので、ある程度制限を課さなければ、安心、安全な卒業式ができないということで、校長会と教育委員会で協議してこのような結果になっております。

○教育部長

私のほうから、3点ございます。

まず、別紙でお配りしております、中標津農業高等学校損害賠償請求事件に係る和解について、ご説明させていただきます。この件につきましては、随分前に発生したことでございますので、一通りご説明させていただきます。

まず、発生時期でございますけれども、今より遡ること5年前になります、平成30年7月22日でございます。発生場所は、農業高校の牛舎パドック内、被害者は記載のとおりでございます。

事故の内容としましては、息子さんの進学先の候補校として中標津農業高等学校の見学に訪れた被害者がパドックの中で左足を踏まれて指の骨を骨折したものです。

発生状況ですが、被害者が来校予定日の前日に訪れたため、当日勤務していた教員と実習助手が責任者である教頭に連絡を取るとともに、教頭が学校に到着するまでの間、牛舎等の施設見学を対応したのですが、本人了解のもと、パドック内で見学をしていたのですが、パドックの外に出る際に被害者の後ろから近づいてきた牛に気づかず、左足を踏まれ、怪我を負ったものでございます。

その後、対応状況としましては、事故後、保健室で応急手当後、町立病院で受診をしました。日曜日であったことから、再度町立病院で受診したところ、骨折の診断を受けたため、被害者の地元の病院で改めて受診した結果、左第2趾末節骨粉碎骨折と診断されました。

事故後の経過でございますが、平成30年の8月8日で、被害者の代理人である大阪の弁護士から損害賠償に係る内容証明文書が届いたことから、当町も顧問弁護士と相談のうえ、対応を進めておりました。その後、1回目の請求行為がありまして、12月28日に農業高校で加入していた保険によって、治療費30万5千510円を払いました。その後、相手方弁護士からは、

後遺障害と休業保証の請求を改めて検討することとしたので、連絡待ちとなりました。

その後、長期間音沙汰がなかったことから、農業高校から手紙と見舞品を4回送付してみたり、こちらから7回ほど弁護士へ確認をとったのですが、相手方からは、その都度こちらから連絡いたしますとの回答が続きました。その後、令和3年7月22日に相手方弁護士から届いた文書には、貴委員会のご意見も伺いながら、円満解決したいと考えています、との記載があったのですが、令和4年1月7日に相手方弁護士から大阪地方裁判所岸和田市へ訴状が提出されたため、当町の顧問弁護士に損害訴訟の代理人を依頼しました。その後、双方による会議等準備書面、証拠書類をもとに会議を重ねまして、令和5年1月19日付で裁判所から和解案が示されました。当町としては、被害者本人に確認のうえとは言え、不用意にパドック内に入れたこと、安全面の配慮が不足していたことは否めないことから、和解に応じることにしました。また、相手からも、1月30日付で和解案を受け入れる意向が示されたため、2月8日及び10日に開催された3つの常任委員会で説明後、2月15日の臨時議会において和解を行うことについて議決を受けました。そして、2月27日、今週の月曜日に、裁判所が示した内容で和解が成立したところでございます。

裏面をご覧ください。当初の損害賠償請求額ですけれども、保険金により支払われた1回目の額を差し引いた1,790万995円と、支払い完了までの年5分の遅延損害金、及び印紙代7万4千円の、約2,100万円の支払いを求めたものでございました。この要求に対しまして、裁判所から出た和解案は以下の一覧になります。

まず、治療費です、内容としては病院の治療費と薬の費用を合計したものです。

次の、休業損害については原告の勤務先の労働条件通知書による年収をもとに1日あたりの額を出して、原告から主張のあった通院日数のうち治癒状況によって261日を通常の0.8日分、205日を通常の0.3日分としたもので計算しております。

次に、後遺障害逸失利益につきましては、原告の年収に、今回の事故により被った後遺障害等級13級の掛け率と、損害賠償を計算する指数をかけたものでございます。

次の、通院慰謝料については、通院日数が相手側からは466日との主張がありました。通院の実日数に基づいて、裁判所で算出した40万円となっています。

最後に、後遺障害慰謝料は、後遺障害等級13級の基準により設定されている180万円、以上の合計が906万3,377円で、1回目に支払われた30万5,510円を差し引くと、875万7,867円となります。これに、相手方の弁護士費用の一部と、遅延損害金を算入するなど、総合的に考慮した額として、974万円が示されました。

以上のように、原告からの請求である約2千100万円からすると、裁判所のほうでも色々勘案していただいたようで、当方に有利な和解の内容でございました。なお、訴訟費用でございますけれども、農業高校に加入していた保険により、治療費のほか、訴訟に係る費用、当町の顧問弁護士の報酬等につきましても、全額支払われる予定でございます。この、支払期日が3月末日になっておりまして、振り込みが完了したところで一件落着ということになります。

なお、事故後、学校では、見学対応マニュアルを整備しまして、全教員で共有していることを申し添えます。この件については以上でございます。

○教育長

今の件について何か、ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。

○義盛委員

1つ質問です。あちら側が、音沙汰が無くても遅延損害金は支払わなければいけないのですか。

○山宮部長

そうです。ですから、その部分もありこちらに有利な提案内容だったのだと思います。町からの予算ではなく、すべて保険料で対応できたのは、よかったです。

○義盛委員

これを次につなげるということが大切だと思うので、頑張ってください。

○教育長

これについては以上でよろしいですか。

○教育部長

はい。後2つあります。

1つ目がコロナの感染状況です。前回まで、学級閉鎖等のご報告をさせていただいていたのですが、前回の1月23日の教育委員会以降は児童生徒のコロナの感染者は、1月30日に東小学校の生徒1名のみで、学級、学年、学校閉鎖はありませんでした。

もう1点は、給食センターの調理員の募集についてです。前回の教育委員会以降、調理員の申込が2名ありまして、その前から2名の申込があり、1名は今日から勤務しております。ですから、現在で9名となっております。来年度の4月からは本来必要な調理員の12名万度で確保できました。これにより、本来の体制に戻りますので、徐々にとはなりますけれども、本来の給食提供に戻っていきたいと考えております。

以上です。

○教育長

今の意見に関して、何かありますか。

○義盛委員

昨年の4月の時に、保護者に配布した給食センターの調理員減に伴う、給食提供の変更ということのを翻すということによろしいですか。

○教育部長

はい。徐々に元に戻っていきたいと考えています。覚えることも多いので、4月すぐにとはならないと思うのですが、様子を見ながら戻っていきたいと考えております。

○義盛委員

保護者の方は安心されるでしょうし、カレーが減ってさみしくなるお子さんもいるかもしれないですね。

○教育長

ご心配をおかけしました。今の施設は老朽化していますので、今後は新センターを建てるとか、他の町と合同で作業を進めるとか、そういうことも視野に入れながら、対応していかなければいけないです。これに関してはよろしいですか。

委員さんから何かございますか。

○細谷委員

2月に、農業高校で評議員会がございまして、そちらに出席させていただいたのですが、何年か前から、一斉下校するのに、バスが足りなくて、時間差で学校を下校してもらうような体制をとりながら、対応しているということで、町のほうにも何度かバスの増便をできないかと話が上がっていたようなのですが、なかなか資金の問題や阿寒バスさんの対応の問題で、難しいという回答があったようなのですが、今回評議員の中に、計根別農協の部長が1人いるのですが、農業高校ということで、後継者の育成や、人材の確保ということで計根別農協と中標津農協から、助成金を受けられるというような話が上がっておりました。そちらを基に、今後バスの対策の支援という形でさせていただけないかという話が、実際にありましたので、一応報告という形で、それに対してまた、阿寒バスとかと協議していただいて、早急に何か解決策をいただけたらなと思いました。

○教育部長

JAから、お話は来ていないですけれども、助成金は町へということですか。

○細谷委員

学校自体に助成金を付けるのか、町に助成金を付けるのかはわからないですけれども、両農協からはそういう話を内々で進めていて、どうにかできそうですという話をしています。

○教育部長

町の公共交通の活性化協議会を今やっております、計画を作成中です。ちょうど、農業高校の件については報告書にこういう内容で入れるということで私も確認をしていたのですが、今はまだ、入れるのが早いということで、今日の会議には載っていないのです。基本的には、アドバイザーの方曰く、大切な路線なので、確実に乗る路線だということがわかっているので今の路線バスにプラスして、町有バスの運行内容を変更し、カバーしようという報告で進んでいます。どこまで具体的なのかはわかりませんが、一応5年度で準備をして、6年度からスタートできればということで進んでおります。もし、助成金等もうまくはまるのであれば、町としても助かることだし、その辺りは伝えていきたいと思っております。今の段階では色々な業者さんもおりますので、変に誤解されると困るので、まだ載せないということで、よろしく願いいたします。

○教育長

ありがたい情報を、ありがとうございます。

他に何かありますか。

(委員から「ありません」の発言あり)

それでは、これをもちまして3月の定例教育委員会を終了したいと思います。お疲れ様でした。